

# 協議運賃専門委員会の設置について

## 1 協議事項

令和6年3月4日に開催した千歳市地域公共交通活性化協議会において、「路線バスにおける運賃の見直し」の事項について協議済となったことから、運賃の見直しに係る具体的な協議を行うため、道路運送法第9条第4項に基づき、「協議運賃部会」を設置することとする。

## 2 協議運賃部会の設置について

路線バスの運賃の検討に当たっては、令和5年10月に、ダイヤや便数、経路も含めた見直しの検討を行う「路線バス専門委員会」を設置し、協議を進めてきたところであるが、令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ（「路線バスの運賃改定に関する市民意見の公募」として本年4月に実施済）、②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議（独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域公共交通活性化協議会とは別に開催）し、③協議が調えば運賃を届け出ることとなった（道路運送法第9条第4項、第5項）ことから、「路線バス専門委員会」の分科会として「協議運賃部会」を設置する。

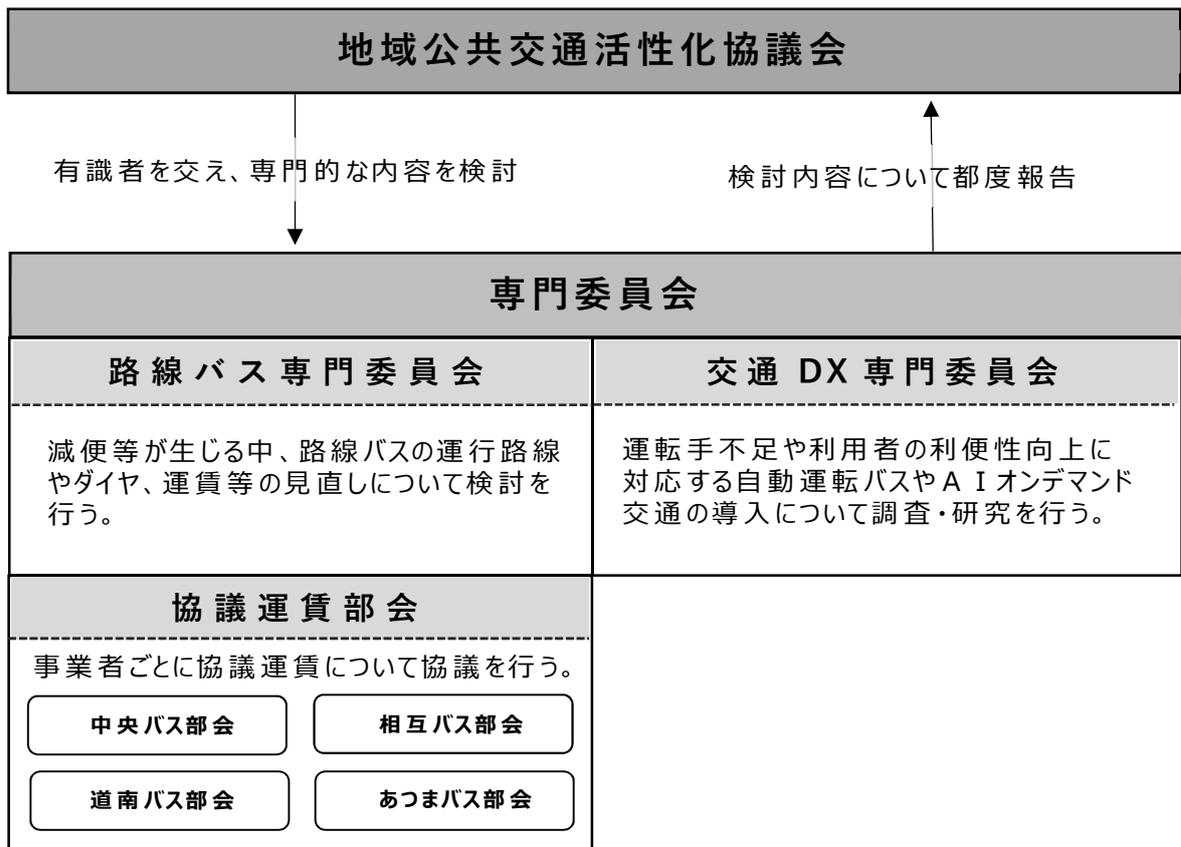
なお、部会は、事業者ごとに設置する必要があることから、本件に係る4つの部会を設置する。

## 3 協議運賃部会の構成員について

道路運送法第9条第4項には、部会の構成員について、①当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県、②当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、③当該路線等を管轄する地方運輸局長、④第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者と定められており、本部会は「路線バス専門委員会」の分科会として設置することから、構成員については、以下のとおり「路線バス専門委員会」の構成員から選出することとする。

・協議運賃部会構成員（案）

- ① 千歳市企画部交通政策課長 倉重 祐泰
- ② 北海道中央バス株式会社/千歳相互観光バス株式会社/道南バス株式会社/あつまバス株式会社
- ③ 北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官 經亀 真利
- ④ 市民（協議会委員） 浜 一穂



※道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

<p><b>第九条</b></p> <p>4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県</li> <li>二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>三 当該路線等を管轄する地方運輸局長</li> <li>四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者</li> </ul> <p>5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
--

## 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

### これまで

#### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

### 令和5年10月1日以降

#### 【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

出典：国土交通省資料